

日本、中国その他の地域で新しく制定された法令に関する情報とともに、会社の設立、買収、労働問題、各種の商取引、紛争の処理等、企業法務に有益な情報をお届けします。

H&H 最新法令情報

No.57

2018年6月8日

「H&H最新法令情報」(No. 57)をお送りします。

《中国の最新法令》では、2018年1月、2月に発布または施行された法令を紹介しています。また、《中国法務「基本のき」》では、「中国における会社董事の責任」を取り上げています。ご一読いただければと思います。

久田・橋口法律事務所

目次

■ 中国の最新法令(1月、2月)

【行政法規】

環境保護税法実施条例..... 2

【部門規章】

国外投資者が配当利益をもってする直接投資につき源泉所得税を当面徴収しない
政策の関係執行問題に関する公告..... 2

汚染物排出許可管理弁法（試行）..... 3

対外投資届出（許可）報告暫定弁法..... 3

外商投資企業商務届出及び工商登記の「単一窓口、単一用紙」受理関係業務の実
行に関する通知..... 4

【司法解釈】

執行和解の若干問題に関する規定..... 4

執行担保の若干問題に関する規定..... 5

人民法院による仲裁判断執行案件処理の若干問題に関する規定..... 6

■ 中国法務「基本のき」

中国における会社董事の責任..... 7

中国の最新法令(1月、2月)

【行政法規】

■ 环境保护税法实施条例

[发布部门] 国务院

[发布文号] 国令第 693 号

[发布日期] 2017 年 12 月 30 日

[施行日期] 2018 年 1 月 1 日

[概要]

随着 2018 年 1 月 1 日起《环境保护税法》的实施，本条例也于同日实施。

本《条例》由 5 章 26 条构成，就环境保护税的征收对象、计算方式、减免及征收管理等作出了详细规定。伴随着《环境保护税法》及此《实施条例》的施行，作为排污费的征收依据的《排污费征收使用管理条例》同时废止。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/30/content_5251797.htm

■ 環境保護税法实施条例

[發布部門] 國務院

[發布番号] 国令第 693 号

[發布期日] 2017 年 12 月 30 日

[施行期日] 2018 年 1 月 1 日

[概要]

2018 年 1 月 1 日から「環境保護税法」が施行されたのに伴い、本条例も同日に施行された。

本「条例」は、5 章 26 条があり、環境保護税の徴収対象、計算方式、減免及び徴収管理等について詳細に規定している。「環境保護税法」及びこの「实施条例」の施行に伴い、汚染物排出費用の徴収根拠とされていた「汚染物排出費用徴収使用管理規定」は同時に廃止された。

【部門規章】

■ 关于境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策有关执行问题的公告

[发布部门] 国家税务总局

[发布文号] 国家税务总局公告 2018 年第 3 号

[发布日期] 2018 年 1 月 2 日

[施行日期] 2017 年 1 月 1 日

[概要]

2017 年 12 月 21 日、财政部、国家税务总局、国家发展改革委员会、商务部共同发布了《关于境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策问题的通知》，境外投资者将中国境内企业的分配利润在鼓励类投资项目中进行投资时，在一定的要件下，可以暂不征收企业所得税。

本《公告》进一步详细规定了该《通知》的规定，就境外投资者可享受免税政策的被投资企业的经营活动的具体范围、境外投资者应提交的资料、

■ 国外投資者が配当利益をもってする直接投資につき源泉所得税を当面徴収しない政策の關係執行問題に関する公告

[發布部門] 国家稅務總局

[發布番号] 国家稅務總局公告 2018 年第 3 号

[發布期日] 2018 年 1 月 2 日

[施行期日] 2017 年 1 月 1 日

[概要]

2017 年 12 月 21 日、財政部、国家稅務總局、国家發展改革委員會、商務部は共同で「国外投資者が配当利益をもってする直接投資につき源泉所得税を当面徴収しない政策問題に関する通知」を發布し、外国投資者が中国国内企業からの利益配当を奨励類投資プロジェクトに投資した場合、一定の要件の下、企業所得税を繰り延べることができることとした。

本「公告」は、当該「通知」の規定を更に詳細に規定したもので、国外投資者が免税政策を受け

被投资企业应办理的税务手续、不当享受免税政策时的责任等作出了规定。

られる被投資企業の経営活動の具体的範囲、国外投資者が提出すべき資料、被投資企業が行うべき税務手続、免税政策を不当に享受した場合の責任等について規定している。

[法令原文] <http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3033019/content.html>

■ 排污许可管理办法（试行）

[发布部门] 环境保护部

[发布文号] 环境保护部令第 48 号

[发布日期] 2018 年 1 月 10 日

[施行日期] 2018 年 1 月 10 日

[概要]

中国统一的排污许可制度于 2016 年 11 月通过国务院办公厅发布的《关于印发控制污染物排放许可制实施方案的通知》正式施行。

本《办法》除规定了排污许可证的审批手续、许可证的内容、排污单位的责任及主管部门的监管、信息公开、排污许可的技术体系之外，还追加了关于法律责任的一个章节，就环保部门违法行为、排污单位违法行为的罚则作出了规定。

关于排污许可证，2016 年 12 月已由环境保护部制定了《排污许可证管理暂行规定》。该《暂行规定》与本《办法》不一致时，优先适用作为新法的本《办法》的规定。

[法令原文]

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201801/t20180117_429828_wap.shtml?from=timeline&isappinstalled=1

■ 对外投资备案（核准）报告暂行办法

[发布部门] 商务部等 7 部门

[发布文号] 商合发〔2018〕24 号

[发布日期] 2018 年 1 月 18 日

[施行日期] 2018 年 1 月 18 日

[概要]

中国企业进行对外投资时，在银行办理汇款手续之前，需要在国家发展改革委员会及商务部办理备案或核准。上一期介绍的《企业境外投资管理办法》是国家发展改革委员会关于对外投资审查的最

■ 污染物排放许可管理办法（试行）

[發布部門] 環境保護部

[發布番号] 環境保護部令第 48 号

[發布期日] 2018 年 1 月 10 日

[施行期日] 2018 年 1 月 10 日

[概要]

中国の統一的な污染物排出許可制度は、2016 年 11 月に國務院弁公庁が發布した「污染物排出を規制する許可制の実施方案の發布に関する通知」により正式に開始された。

本「弁法」は、污染物排出許可証の審査認可手続、許可証の内容、排出組織の責任及び主管部門による監督管理、情報公開、排出許可の技術体系について規定するほか、法的責任に関する一章を追加し、環境保護部門の違法行為、汚染排出単位の違法行為の罰則について規定している。

污染物排出許可証については、すでに 2016 年 12 月に環境保護部が「污染物排出許可証管理暫定規定」を制定している。この「暫定規定」と本「弁法」が合致しない場合は、新法である本「弁法」の規定が優先する。

■ 對外投資届出（許可）報告暫定弁法

[發布部門] 商務部等 7 部門

[發布番号] 商合發〔2018〕24 号

[發布期日] 2018 年 1 月 18 日

[施行期日] 2018 年 1 月 18 日

[概要]

中国の企業が海外に投資する場合、銀行で送金手続を行う前に、國家發展改革委員會及び商務部で届出または承認を受ける必要がある。前号で紹介した「企業國外投資管理弁法」は、國家發展改

新规定，本《办法》将成为商务部门、金融管理部门的对外投资管理的基础。

根据本《办法》，中国企业对外投资的备案及核准以最终目的地企业为准进行（第2条）。另外，除了此前的“备案为主、核准为辅”的管理模式之外，要求各主管部门确立“鼓励发展+负面清单”的管理模式（第6条）。

投资主体在完成备案或核准手续后，应向相关主管部门定期报告对外投资关键环节信息（第12条），对外投资出现重大不利事件或突发安全事件时，按“一事一报”的原则，及时向相关主管部门报告（第16条）。

革委員会による対外投資への審査に関する最新の規定で、本「弁法」は、商務部門、金融管理部門による対外投資管理の基礎となる。

本「弁法」によると、中国企業による海外投資の届出及び許可は、最終目的地企業を基準として行われる（第2条）。また、従来の「届出を主として、許可を従とする」という管理モデルに加え、各主管部門に「発展奨励+ネガティブリスト」という管理方式の確立を要求している（第6条）。

投資主体は、届出または許可手続を完了した後、関係主管部門に对外投资の重要な段階の情報を定期的に報告しなければならない（第12条）、对外投资に不利な重大事件または緊急な安全事件が発生した場合は、「事件ごとに報告する」という原則に基づき、速やかに関係主管部門に報告しなければならない（第16条）。

[法令原文] <http://images.mofcom.gov.cn/www/201801/20180125100509859.pdf>

■ 关于实行外商投资企业商务备案与工商登记“单一窗口、单一表格”受理有关工作的通知

[发布部门] 商务部办公厅、国家工商行政管理总局办公厅

[发布文号] 商办资函[2018]87号

[发布日期] 2018年2月28日

[概要]

根据本《通知》，自2018年6月30日起在管辖工商部门办理登记手续时，可以在“一个窗口”通过“一个申请书”同时申请工商登记和向商务部门的备案。

[法令原文] <http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201803/20180302717939.shtml>

■ 外商投资企业商务届出及び工商登記の「單一窗口、單一用紙」受理關係業務の実行に関する通知

[發布部門] 商務部弁公庁、国家工商行政管理總局弁公庁

[發布番号] 商弁資函 [2018] 1号

[發布期日] 2018年2月28日

[概要]

本「通知」によると、2018年6月30日から、管轄工商部門での登記手続を行う際には、「一つの窓口」で「一つの申請書」により工商登記と商務部門への届出を同時に申請することが可能となる。

【司法解釈】

■ 关于执行和解若干问题的规定

[发布部门] 最高人民法院

[发布日期] 2018年2月23日

[施行日期] 2018年3月1日

[概要]

“执行和解”是指，在执行确定判决等生效法律文件的过程中形成的当事人的和解协议（《民事诉讼法》第230条）。

本《规定》是关于该执行和解的司法解释。主

■ 執行和解の若干問題に関する規定

[發布部門] 最高人民法院

[發布期日] 2018年2月23日

[施行期日] 2018年3月1日

[概要]

「執行和解」とは、確定判決等の発効法律文書を執行する過程において形成された当事者の和解の合意である（「民事訴訟法」第230条）。

本「規定」は、この執行和解に関する司法解釈

要規定如下：

- (1) 人民法院不得依据当事人的以物抵债的和解协议作出以物抵债裁定（第6条）。
- (2) 被执行人不履行执行和解协议的，申请执行人可以申请恢复执行原生效法律文书，也可就执行和解协议提起诉讼（第9条）。
- (3) 在①执行和解协议履行完毕时，②执行和解协议的履行期限尚未届至或者履行条件尚未成就时，③正在按照执行和解协议履行时，或④其他不符合恢复执行条件的情形时，人民法院不予恢复执行（第11条）。

である。主な規定は以下のとおりである。

- (1) 人民法院は、当事者の代物弁済の和解合意に基づいて、代物弁済の裁定を下すことはできない（第6条）。
- (2) 被執行人が執行和解の合意を履行しない場合、執行申立人は、原発効法律文書の執行の回復を申し立てることもできるし、執行和解の合意に基づき訴訟を提起することもできる（第9条）。
- (3) 人民法院は、①執行和解合意の履行が完了している場合、②執行和解合意の履行期限が到来していない場合または履行条件が未成就の場合、③執行和解合意に基づき履行がなされている場合、あるいは、④その他執行回復の要件が充足されていない場合には、執行を回復しないと裁定する（第11条）。

[法令原文] <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-81942.html>

■ 关于执行担保若干问题的规定

[发布部门] 最高人民法院

[发布日期] 2018年2月23日

[施行日期] 2018年3月1日

[概要]

“执行担保”是指，经申请执行人同意，为了暂缓执行，被执行人或第三方向人民法院提供的担保。在暂缓期限内仍不履行的，人民法院可以执行被执行人的担保财产或者担保人的财产（《民事诉讼法》第231条）。

本《规定》是关于该执行担保的司法解释。主要规定如下：

- (1) 提供执行担保的被执行人或第三方应向法院提交担保书正本，并将副本送交给申请执行人（第3条）。
- (2) 担保书中应当载明被执行人在暂缓期限后仍不履行时自愿接受强制执行的承诺（第4条）。
- (3) 公司为被执行人提供执行担保的，应当提交符合《公司法》第16条规定的公司章程、董事会或者股东会、股东大会决议（第5条）。
- (4) 暂缓执行的期限应当与担保书的约定期限一致，但最长不得超过1年（第10条）。
- (5) 关于提供作为担保的财产，除担保书另有约定的情形外，申请执行人可以向人民法院申请查封扣押冻结（第7条第2款）。

■ 執行担保の若干問題に関する規定

[發布部門] 最高人民法院

[發布期日] 2018年2月23日

[施行期日] 2018年3月1日

[概要]

「執行担保」とは、執行申立人の同意を得て、執行を一時猶予してもらうために、被執行人または第三者が人民法院に提供する担保である。猶予された期限に履行がなされない場合、人民法院は被執行人の担保財産または担保提供者の財産を執行することができる（「民事訴訟法」第231条）。

本「規定」は、この執行担保に関する司法解释である。主な規定は以下のとおりである。

- (1) 執行担保を提供する被執行人または第三者は担保書の正本を裁判所に、副本を執行申立人に提出しなければならない（第3条）。
- (2) 担保書において担保人は、被執行人が猶予された期限後も履行しない場合は自らが強制執行を受けることを承諾する旨を記載しなければならない（第4条）。
- (3) 会社が被執行人のために執行担保を提供する場合は、「公司法」第16条に適合する会社定款及び董事会、株主会または株主総会の決議を提出しなければならない（第5条）。
- (4) 執行を猶予する期間と担保書の約定期間は一致しなければならず、最長1年を超える

ことができない（第10条）。

- (5) 担保に供された財産については、担保書に別段の約定がある場合を除き、執行申立人が人民法院に差押を申し立てることができる（第7条第2項）。

[法令原文] <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-81922.html>

■ 关于人民法院办理仲裁裁决执行案件若干问题的规定

[发布部门] 最高人民法院

[发布日期] 2018年2月23日

[施行日期] 2018年3月1日

[概要]

本《规定》是关于承认和执行仲裁裁决的司法解决。主要规定如下：

- (1) 仲裁裁决或者仲裁调解书符合下列任一情形的，驳回执行申请（第3条第1款）。
- ① 权利义务主体不明确；
 - ② 金钱给付具体数额不明确或者计算方法不明确导致无法计算出具体数额；
 - ③ 交付的特定物不明确或者无法确定；
 - ④ 行为履行的标准、对象、范围不明确。
- 仲裁裁决或者仲裁调解书仅确定继续履行合同，但对继续履行的权利义务、履行的方式、期限等具体内容不明确，导致无法执行的，驳回执行申请（第3条第2款）。
- (2) 被执行人申请不执行仲裁裁决的期限在此之前为“执行终结前”，依照本规定缩短为“在执行通知书送达之日起15日内”（《民事诉讼法司法解释》第481条、本《规定》第8条）。

■ 人民法院による仲裁判断執行案件処理の若干問題に関する規定

[發布部門] 最高人民法院

[發布期日] 2018年2月23日

[施行期日] 2018年3月1日

[概要]

本「規定」は、仲裁判断の承認・執行に関する司法解釈である。主な規定は以下のとおりである。

- (1) 仲裁判断または仲裁調停書が以下のいずれかに該当する場合は、執行申立は却下される（第3条第1項）。
- ① 権利義務の主体が明確でない場合
 - ② 金銭給付の具体的な金額が不明確な場合または計算方法が不明確で具体的な金額を計算できない場合
 - ③ 交付する特定物が不明確な場合または確定できない場合
 - ④ 行為履行の基準、対象、範囲が不明確である場合
- 仲裁判断または仲裁調停書が契約の継続履行のみを確定し、継続履行する権利義務、履行の方式、期限等の具体的な内容が不明確で執行できない場合、執行申立は却下される（第3条第2項）。
- (2) 被执行人による仲裁判断不執行の申立ての期限は従前は「執行終結前」とされていたが、本規定により「執行通知書送达之日起15日以内」に短縮された（「民事诉讼法司法解释」第481条、本「規定」第8条）。

[法令原文] <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-81932.html>

【劉楠、臧晶】

中国法務「基本のき」

中国における会社董事の責任

【ご質問】中国の会社の董事に選任された場合は、どのような義務と責任を負うことになるのでしょうか。

中国において、外国企業が設立する外商投資企業は「有限責任公司」として設立されるのが通常です。「会社法」によると、有限責任公司の董事会は、株主会（または株主¹）に対して責任を負って会社の経営管理に関する重要事項を決定する議決機関であり、3名以上13名以下の董事により構成されます（「会社法」第44条第1項）。したがって、董事会は日本の会社の取締役会、董事は取締役に相当すると考えてよいでしょう。

1. 会社及び株主に対する責任

董事は、法令または会社定款の規定に違反して会社または株主に損害を与えた場合には、賠償責任を負わなければなりません（「会社法」第149条、第152条）。中国の「会社法」その他の関係規定は、董事の義務及び責任について以下のような規定を置いています。

(1) 会社に対する忠実・勤勉義務

「会社法」によると、董事は法令及び会社定款を遵守し、会社に対して忠実義務を及び勤勉義務を負います。また、当然のことですが、その権限を利用して賄賂その他不法な収入を得たり、会社の財産を横領したりすることは禁止されています（「会社法」第147条）。そのほか、「会社法」は、以下の行為を禁止しています（「会社法」第148条）。

- ① 会社の資金を流用すること
- ② 会社の資金を自己または他人の名義で開設した口座に預金すること
- ③ 会社定款の規定に違反し、株主会または董事会の承認を得ることなく、会

¹ 外商投資企業のうち、中外合弁企業及び中外合作企業には株主会は設置されません（「中外合弁企業法」第6条、同「实施条例」第30条、「合作企業法」第12条、同「实施细则」第24条）。外資独資企業の場合も、出資者（株主）が1社（1人）のときは株主会は設置されません（「会社法」第61条）。これらの場合、董事会はその権限の行使につき株主（出資者）に対して責任を負うことになります。

社の資金を貸し付けまたは担保に供すること

- ④ 会社定款の規定に違反しまたは株主会の承認を得ることなく、会社と契約を締結しまたは取引をすること
- ⑤ 株主会の承認を得ることなく、職務上の便宜を利用して自己または他人のために会社の商機を奪い、在任する会社と同種の業務を自営しまたは他人のために経営すること
- ⑥ 他人と会社との取引のコミッションを受け取り、自己のものとする事
- ⑦ 会社の機密を無断で開示すること
- ⑧ 会社に対する忠実義務に違反するその他の行為

なお、董事が忠実義務・または勤勉義務に違反し、企業を破産させた場合、当該董事は、民事責任を負わなければならない、破産手続が終了した日から 3 年間は企業の董事、監事、高級管理職に就くことができません（「企業破産法」第 125 条）。

(2) 株主会への列席義務等

株主から要求があった場合、董事は、株主会に列席し、株主の質問を受けなければなりません。また、董事は、監事会または監事に関連状況及び資料を事実在即して提供しなければならない、監事会または監事の職権行使を妨害してはなりません（「会社法」第 150 条）。

(3) 書類資料の作成・保管に対する義務

董事が法に従って職責を履行せず、会社が「会社法」第 33 条、第 97 条に規定する会社の書類資料（定款、株主名簿、株主会議事録、董事会議事録等）を作成せず、または保管しなかった結果をもたらし、株主に損害が生じた場合、当該董事は賠償責任を負わなければならない（『会社法』適用の若干問題に関する規定（四）」第 12 条）

2. 会社が破産した場合の責任

会社が破産した場合、董事が以下の行為に直接関与していたときは、これにより利益を害された会社債権者に対して賠償責任を負うことになります（「企業破産法」第 128 条）。

- ① 破産申立てが受理される前 1 年以内に会社が行った以下の行為（「企業破産法」第 31 条）
 - a) 無償で財産を譲渡する行為
 - b) 明らかに不当な価格で行った取引
 - c) 物的担保のなかった債務について物的担保を提供する行為
 - d) 期限未到来の債務を繰り上げてした弁済
 - e) 債権の放棄
- ② 破産申立てが受理される前 6 か月以内に、破産原因が生じているにもかかわらず、会社が個別の債権者に対して行った弁済（「企業破産法」第 32 条）
- ③ 債務を免れるために行った財産の隠匿もしくは移転行為、または債務を虚構し、もしくは不実の債務を承認する行為（「企業破産法」第 33 条）

3. 株主の出資に関する責任

増資の際、株主が出資義務を全面的に履行せず、董事が上記忠実義務または勤勉義務を怠って出資払込額を不足させた場合、当該董事は、会社の債権者に対し相応の責任を負わなければなりません（『会社法』適用の若干問題に関する規定（三）」第 13 条第 4 項、第 14 条）。

株主が出資を引き揚げた場合、出資の引き揚げに協力した董事は、出資の返還及び会社の債務につき連帯責任を負うこととなります（『会社法』適用の若干問題に関する規定（三）」第 14 条）。

4. 持分譲渡の譲受株主に対する責任

譲渡株主が持分を二重譲渡をしたこと等により譲受株主に損失が発生し、董事が登記変更手続を速やかに行わなかったことに過失がある場合、当該董事は譲受株主に対し相応の責任を負うこととなります（『会社法』適用の若干問題に関する規定（三）」第 27 条第 2 項）。

5. 董事の免責

董事は董事会の構成員であり、董事会の決議を通して会社の経営管理に関与することとなります。このため、株式会社については、董事会の決議が法令、会社定款または株主総会決議に違反し、会社に重大な損失与えた場合、決議に参加した董事は会社

に対して賠償責任を負わなければなりません。しかし、決議に際して異議を表明し、かつ議事録に記載されている場合には、董事はその責任を免除されることになっています（「会社法」第 112 条第 3 項）。

有限責任会社については、この種の明文規定はありません。しかし、董事会の不当議決について異議を述べ、議事録に異議を述べたことが記載されていれば、株式会社の場合と同様に責任を免除されるものと考えます。

【劉楠】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関または専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページまたは上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。